

視察・研修報告書

視察・研修先	第16回生活保護問題議員研修会
日 時	令和7年8月23日（金） 10:00～16:40
場 所	ポートメッセなごや・コンベンションセンター
テーマ	地域から変える 生活保護をあたりまえの権利に
（講師）	桜井啓太（立命館大学准教授）、吉永純（花園大学教授）他
概 要	
I 記念講演 「データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響」 桜井啓太（立命館大学准教授） 1 生活保護行政の自治体間格差 生活保護制度は法定受託事務として実施運用に画一性が求められるが、自治体間格差がある。生活保護は国の責任。 情報の非対称性は権力の基盤となる－基本的データの多くが公開されていない 生活保護法施行事務監査資料などのデータを活用して自治体間の差異を比較 群馬県桐生市の違法・不適切運用の疑い－桐生市だけなのか？ 前史として北九州市の連続餓死・自死事件もあった 【チェックポイント】 （1）保護率の増減 （2）却下率 （3）法定期限内（14日以内）処理 （4）自動車保有容認 （5）通院移送費 （6）扶養照会率 - 扶養義務履行が期待できない者の判断基準 ①高齢（概ね70歳以上） ②児童あるいは未成年の学生、非稼働者 ③長期入院、入所 ④DVや虐待 ⑤生活保護受給中 ⑥一定程度（例えば10年程度）音信不通 ⑦扶養義務者に借金を重ねている ⑧相続をめぐる対立 ⑨縁を切られ、著しい関係不良 など 2 生活保護を遠ざける5つの要因 （1）資産（保有預貯金） 開始時手持ち現金が低すぎる ぎりぎりまで （2）資産（自動車） 保有制限	

- | | |
|-----------|------------------|
| (3) 扶養調査 | 知られたくない→申請を躊躇させる |
| (4) スティグマ | 社会的偏見 |
| (5) 窓口運用 | 違法・不適切な水際作戦など |

3 原因と克服

- (1) 制度を変える
- (2) 福祉事務所を変える（行政の監視機能を強める）
- (3) (社会の) 意識・価値観を変えるー社会的スティグマを減らす

II 基調報告

デマと居直りを乗り越え「生存権を市民が取り戻すとき」

吉永純(花園大学教授)

1 市民と生活保護世帯の苦難

異常な物価高騰実質賃金は3年連続マイナス
 公的年金 1.9%増に対して物価上昇は 3.2%
 困窮子育て家庭
 エアコンの設置が無い家や、電気代が高くて心配でエアコンを使えない
 生活保護を利用していても食べていけない

2 6.27いのちのとりで最高裁判決の巨大な意義

2025年6月27日 1960年10月の朝日訴訟一審判決以来の最高裁での勝訴
 「デフレ調整の是非ーそれまでの消費水準均衡方式に代え物価変動率を指標にしたことは専門的知見との整合性を欠き、裁量権の乱用があり違法」

生活保護基準の2つの意義（社会保障の根幹）

- ①市民が生活に困窮した時に保障する制定限度の生活水準
 最後の安心ともいえるべき生活レベル（最後のセーフティーネット）
- ②就学援助、国保一部負担の減免、住民税課税最低限等
 少なくとも47制度の社会保障制度の物差し（ナショナルミニマム）

3 生活保護・裁判の現状

4 自治体闘争の前進～桐生市と秋田市

5 ファクトチェック～難民、外国人と生活保護・国保

6 おわりに～今こそ、生存権を守る最前線で活動する地方議員の出番

III 報告1

「自治体の不適切な運用をなくす～議員活動に期待すること」

田川英信(社会福祉士)

- 1 権利になっていない生活保護 困窮率が高いのに、保護率、捕捉率低い
- 2 水際作戦 人権研修必要 社会福祉主事配置 異動サイクルの見直し 人員不足
- 3 制度の案内 「生活保護のしおり」のチェック

- 4 沖合作戦 生活困窮者自立支援窓口 貸付で対応
- 5 申請段階のチェック 申請を「受理」しないことは違法
- 6 支給できるものを出し渋っていないか 監査の方向性 濫給付防止⇔漏給防止
- 7 制度の改善への努力 国への意見書を出すなど

IV 報告2

「自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！」

太田伸二(弁護士)

- 1 地方における生活保護利用に立ちはだかる最大の壁－自動車利用の制限
- 2 自動車保有・利用はどこまで認められているか
－現在の厚生労働省通知を活用する
- 3 自動車利用の制限は「ほぼ」取り払われた
－鈴鹿市事件の展開と厚労省の事務連絡の変遷
・令和4年5月10日「生活保護制度上の自動車保有の取扱いについて」⇒制限
・令和6年12月25日 令和4年の事務連絡の内容を事実上撤回
- 4 これからどうすべきか－改善のための取り組み

V 記念講演2

「ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿」

岩永理恵(日本女子大学教授)

健康で文化的な最低限度の生活

“健康で文化的な”の部分が重要 人間らしく生きるためには余裕も必要

- 1 保護基準の現状、その複雑さ
生活保護基準額表が複雑化している
→ケースワーカーは意味を理解できるか、利用者に説明できるのか？
利用者は、説明を理解し納得するのか？
自治体職員は、労働強化だともっと怒っても良いのではないか
- 2 「最低生活」の貧しさ① 保護基準はどうやって決まるのか？
- 3 最低生活費・保護費
支給漏れ 市の支給ミスによる返還
- 4 「最低生活」の貧しさ② 特に「入口」での資産保有の厳しさ
住宅 車 手持ち金
今や車は資産ではなく、(冷蔵庫や洗濯機のような)生活用品ではないか
- 5 新しい最低生活費の算定方法=MIS法
最低限必要なものを考えていく 最低必要な基礎的な生活費として妥当か

「最低生活水準」の定義 憲法25条 児童の権利条約27条

「現代の日本における誰にでも最低必要な基礎的生活は、衛生的、健康的であり、安心して安定して暮らせる生活を指す。そこには、衣食住のほか、必要な情報、人間関係、娯楽、適切な働き方、教育、将来への見通しなどを手に入れられる

環境が整っていることが必要である。」

- ・衣食住の充足だけでなく、働く、学ぶ、遊ぶ、交流するなどの活動が可能
- ・現在だけでなく、将来のことを考えながら今を生きる（ことができる）

VI 報告3

「いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告」

小久保哲郎(弁護士)

全国 29 都道府県で 1,025 人の原告が立ち上がる

歴史的な最高裁判決をテコにして、バッシングで分断と対立をあおる社会から
誰もが安心して人間らしい生活を送れる社会への転換を
そして、権利性が明確な「生活保障法」の制定を！

VII 取組みの交流

地方議会での意見書採択等の取組み交流

小金井市議会 片山かおる市議

VII まとめ

尾藤廣喜(弁護士)

所 感

生活保護費が少なく、生活ギリギリで知人の葬儀にも行けないというのは本当に辛い話である。「健康で文化的な最低限度の生活」において、“健康で文化的な”の部分が重要である意味がわかる。夏の酷暑においてクーラーがあっても電気代が怖くて使用できないのは、健康的と言えるだろうか。夏季加算も必要だと思う。

6.27 いのちのとりで最高裁判決が、現在の保護水準を違法とした意義は大きい。しかし、国がいまだに違法の是正、不支給分の補償を行っていないのは大きな問題である。

生活保護基準は就学援助等少なくとも 47 制度の物差しであり、多くの国民の生活に係るにもかかわらず世間の関心は薄い。生活保護バッシングの影響で制度に対する誤解や偏見が浸透しており、自分の生活と生活保護が一続きであることが理解されていないことも問題である。

「最近は夕方のスーパーの割引品を買うライバルが増えた」「保護を受けていない人も生活が苦しいようだ」との保護利用者が話してくれた話はとても悲しい。今後年金額が低く生活できない人が増えることが予想され、今、生活保護制度を見直さないと、今後、多くの国民が「健康で文化的な生活」を送れなくなるのではないかと危惧する。

－作成者 永利 恭子－